

2020年11月30日

特定非営利活動法人日本消費者連盟

共同代表 大野 和興様

共同代表 繁瀬美千世様

大阪よどがわ市民生活協同組合
組合員の声推進部

グリホサートの取り扱いに関する公開質問状への回答について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

消費者の健康やくらしの安全を望む同じ消費者団体として貴連盟の日ごろの活動に敬意を表します。私どもよどがわ市民生協は、「笑顔ひろがる 豊かなくらし 食の安全 子どもの未来 地球環境 守りたい」をスローガンにしております。組合員の願いである「安全」については科学的・客観的な評価に基づき確保することとしており、商品供給事業を通じて、組合員の普段の暮らしを支え続けることをめざしています。

従いまして、貴連盟の消費者の命の安全と健康を第一に考える理念に対しては共通した想いがあると思っています。

しかし、この問題は非常に繊細で、本来ならば多くのコミュニケーションが必要なことだと考えておりますため、今回の文章回答では私ども生協の状況認識や安全性の見解等のながれを大切に回答させていただきました事にいたしました。貴連盟の一問一答にはなっておりませんが、あらかじめご了承をお願いいたします。

敬具

○ 経緯等

グリホサートは、日本をはじめ世界中で汎用されている除草剤の有効成分です。

2015年に『国際がん研究機関（IARC）』が、グリホサートをグループ2A（ヒトに対しておそらく発がん性がある）に分類した旨を公表しました。

グループ2Aには、赤肉（牛肉や豚肉など）やアクリルアミド（食品にごく普通に含まれている栄養成分であるアミノ酸と糖類が、揚げる、焼く、炒めるなどの高温の加熱で反応してできる物質）などが含まれています。

その後、IARCの報告書の内容も踏まえて、国際機関の『FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議』および、米国、欧州、日本等、各国のリスク評価機関が改めてグリホサートの発がん性について検討しています。

同年には『欧州食品安全機関』がIARCと異なる見解（発がん性はありそうにない）を公表しました。さらに、『FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議』や、日本、米国、カナダ、ドイツ、オーストラリア、ニュージーランド各国のリスク評価機関もIARCには同意せず、「発がん性はありそうにない」との結論を公表しています。

○ 各国のリスク評価機関が IARC に同意しなかった理由

各国のリスク評価機関が IARC に同意しなかった理由は以下の通りと認識しています。

一般にリスク評価は、ひとつの論文やデータのみによって結論を出すのではなく、様々な論文やデータを精査して結論を出します。

その際、全ての論文やデータを同じ重要度とはしません。例えば、実験が GLP（毒性試験の信頼性確保のための基準）に適合している場合や、試験方法が国際的なガイドラインに適合している場合はその結果を重視するなど、データの質を検討し重み付けを行った上で毒性を評価します。

IARC は公表された論文を主に利用しており、農薬登録の申請時の詳細なデータを必ずしも利用できていないのではないかと指摘されています¹。

一方、各国のリスク評価機関は、農薬登録の申請のために提出されたデータを全て検討しています。入手した全てのデータの質と信頼性を考慮し、証拠の重み付けを行った上で、最終的に実験動物の発がん性試験については「発がん性はありそうにない」、遺伝毒性試験については「遺伝毒性はありそうにない」と結論しています。

また、米国や欧州のリスク評価機関は疫学調査の結果についても検討していますが、「非常に限定された根拠しかなく、動物実験から得られた結論は変わらない」と述べています²。

なお、これらの判断は IARC の報告も踏まえて行われていることに留意すべきと考えます。

さらに 2017 年には「米国の大規模な疫学調査である『農業健康研究』(AHS) では、グリホサートの使用とがんの発生に関連が見られなかった」旨の論文が公表されています³。

農家や防除の専門業者がグリホサートを取り扱う場合、曝露量は消費者よりも高くなる可能性があります。IARC の評価でも根拠の一つとして農業で曝露した人の疫学調査の結果が挙げられています。しかし、これに対してもほとんどのリスク評価機関は、発がん性の裏付けが取れず、「ラベルにしたがって使用すれば安全である」旨の見解を表明しています。また、前述の『農業健康研究』(AHS) の結果もこれを支持しているものと考えます。

○ IARC の発がん性分類の特徴

IARC の発がん性の分類は、人に対する発がん性があるかどうかの「根拠の強さ」を示すもので、物質の発がん性の強さや摂取量に基づくリスクの大きさを示すものではないことに留意が必要と考えます。

一般に農薬や食品添加物などの化学物質についてリスク評価を行う場合、単にその化学物質に発がん性があるかのみでなく、どの程度の量を摂取した場合に実際に影響が出るのか等、「量の評価」も踏まえて判定をします。

¹ 例えば、ドイツ連邦リスクアセスメント研究所 (BfR) の「グリホサートのリスク評価に関連したよくある誤解、意見および疑問」(2016 年公表)

<https://www.bfr.bund.de/cm/349/popular-misconceptions-opinions-and-questions-in-connection-with-the-bfr-risk-assessment-of-glyphosate.pdf>

² 例えば、欧州食品安全機関 (EFSA) の「EFSA はグリホサートの発がん性を説明します」(2015 年公表)
https://www.efsa.europa.eu/sites/default/files/4302_glyphosate_complementary.pdf

³ <https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pmc/articles/PMC6279255/>

今回、各国のリスク評価機関はそもそも IARC の結論には同意していませんが、『FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議』や日本の食品安全委員会および各国のリスク評価機関では、有害影響が出ない量や、どのくらい摂取しているかの「量の評価」も行った上でリスク判定を行い、「発がん性はありそうにない」との結論に至っています。

米国の損害賠償訴訟については警告表示の有無が争点となっており、陪審員の発がん性ありという判断は科学的にグリホサートの発がん性が証明されたものではないものと考えます⁴。また、米国環境保護庁は 2019 年に消費者に誤解を与えるとして発がん性に関する警告表示を禁止する指導を行っています⁵。

以上のように、グリホサートの発がん性に関しては、IARC 以外のほぼ全てのリスク評価機関で裏付けがとれず、また、それぞれの評価の背景を踏まえますと、現時点では特段の対応が必要な状況ではないと考えられます。

しかしながら、米国ではグリホサートに関する裁判が継続しており、欧州では使用制限をかける動きがあります。また、貴連盟が食の安全を求める立場から、グリホサートについて注視されている事も大切なことだと思います。私どもも引き続き情報収集を進め、必要に応じて対応を検討してまいります。

この度は、より一層の情報収集と科学的なリスク評価を行った上で適切な商品供給を行っていくことや組合員への丁寧な説明の重要性を認識させていただく機会となりました。

引き続きよどがわ市民生協では、組合員の声に寄り添い、最新の科学的知識の収集に努め、商品供給に活かしてまいります。何卒よろしくお願い申し上げます。

⁴ 農業経営者（2019年7月号） https://agrifact.dga.jp/faq_detail.html?id=9

⁵ 米国環境保護庁「EPA は消費者に正確なリスク情報を提供し、製品への誤った表示を阻止するための措置を講じます」（2019年公表）
<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-takes-action-provide-accurate-risk-information-consumers-stop-false-labeling>